

ねんりんピック彩の国さいたま2026広報業務委託プロポーザル審査要領

1 審査対象となる事業者

審査対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するプロポーザル参加者（以下「参加者」という。）とする。

- (1) 別途定める「ねんりんピック彩の国さいたま2026広報業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」に規定する参加資格を有していること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類を全て提出していること。
- (3) 実施要領及び企画提案書作成要領に基づき、適正に書類を作成していること。

2 審査項目及び配点

総合点数は200点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

- (1) 広報活動内容（110点）
- (2) 活動計画（20点）
- (3) 実施体制（45点）
- (4) 経費見積（25点）

3 審査方法

- (1) 審査は、別途設置する「ねんりんピック彩の国2026広報業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を開催して行う。
- (2) 審査委員会では、提出された企画提案書とプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (3) プレゼンテーションの時間については、1参加者あたり30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とする。
- (4) 説明者は、1参加者あたり4名以内（補助者を含む）とする。
- (5) 説明で使用する資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとする。
- (6) 説明順は、参加意思表示書を受理した順番とする。
- (7) 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、「5 審査基準」に基づいて採点する。

4 業務委託候補者の選定方法

- (1) 企画提案ごとに採点した点数（200点満点）の平均を評価点とし、評価点が最も高かった者を最優秀提案事業者として業務委託候補者とする。
- (2) 評価点が最も高い者が複数いる場合は、各委員の協議により、業務委託候補者を選定する。
- (3) 参加者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーション・審査を行ったうえで、業務委託候補者を選定する。
- (4) 上記（1）～（3）のいずれの場合も、評価点が120点未満の場合は業務委託候補者として選定しない。

5 審査基準

審査項目	審査基準	配点
1 広報活動内容	(1) 本業務の趣旨を正しく理解し、広報活動のコンセプトやターゲットの設定が的確なものであるか。	25
	(2) 県内でのPR活動の内容は、大会の関心や認知度を高め、広く県民の参加を呼びかけられるものであるか。	20
	(3) 大会PRやオリジナルダンスの普及について独自の提案があり、その内容が効果的であるか。	20
	(4) 広報啓発物品について、年齢層、実用性を考慮したPR効果の高いデザインとなっているか。	15
	(5) 節目イベントの実施内容は、大会の周知と開催気運の醸成につながる内容であるか。	20
	(6) 大会PR動画の活用方法は、大会の周知と開催気運の醸成につながる内容となっているか。	10
2 活動計画	(1) 地域に偏りがなく、交流大会を実施する市町を対象としたバランスのとれたPR活動計画が示されているか。	10
	(2) PR効果が高いイベントを活用しているか。	10
3 実施体制	(1) 本事業に関連する事業において、良好な実績を有しており、知識、経験及びノウハウ等を十分に活かすことが期待できるか。	25
	(2) 事業を展開するために業務を総括する総合責任者の配置をはじめ効果的・効率的な業務実施体制が構築されているか。	10
	(3) 事故等のトラブルに対する危機管理体制が整っているか。	10
4 経費見積	(1) 必要と考えられる経費が計上され、積算内訳や根拠が正しく示されているか。	10
	(2) 予定価格に対する提案価格の割合により以下のとおり評価する。 委託上限額の9割未満・・・・・・・・・・15点 委託上限額と同額未満から9割以上・・・・12点 委託上限額と同額・・・・・・・・・・9点 委託上限額以上・・・・・・・・・・失格 委託上限額の9割：27, 171千円	15
合計		200